

事務連絡
令和3年4月6日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その40）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 A308 回復期リハビリテーション病棟入院料注4イの体制強化加算1について、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたこと等により、専従医師に係る要件を満たせなくなった場合、どのように考えれば良いか。

(答) 令和2年8月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」1の(2)①又は②に該当している期間については、直ちに辞退の届出を行う必要はない。ただし、要件を満たしていない間、体制強化加算1の算定は不可。

問2 B001-3-2 ニコチン依存症管理料について、「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会、日本癌学会及び日本呼吸器学会）が改定され、第8版では、「標準的な禁煙治療プログラム」に沿った禁煙治療において、当面の間、初回及び5回目の診察についても、情報通信機器を用いた診療を実施してよいこととされたが、この場合、どの点数により算定すればよいか。

(答) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、「禁煙治療のための標準手順書」に沿って情報通信機器を用いた禁煙治療を実施した場合は、初回の診察については、B000 特定疾患療養管理料の2に規定する 147 点を、5回目の診察については、B001-3-2 ニコチン依存症管理料の1口(2)に規定する 155 点を、それぞれ算定して差し支えない。また、初回の診療から情報通信機器を用いた禁煙治療を実施した場合は、B001-3-2 ニコチン依存症管理料の2に規定する 800 点を算定して差し支えない。
なお、算定するに当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、情報通信機器を用いた診察であること及び何回目の診察であるかを記載すること。

問3 問2について、「初回の診察については、B000 特定疾患療養管理料の2に規定する 147 点を、5回目の診察については B001-3-2 ニコチン依存症管理料の1口(2)に規定する 155 点を、それぞれ算定して差し支えない。」とあるが、このとき、基本診療料等は別に算定できるか。

(答) 初回の診察について、B000 特定疾患療養管理料の2に規定する 147 点を算定した場合については、A000 初診料の注2に規定する 214 点（他の疾患について当該保険医療機関において初診があった場合には、A001 再診料の注9の規定による 73 点）を別に算定できる。

また、5回目の診察について、B001-3-2 ニコチン依存症管理料の1口(2)に規定する 155 点を算定した場合には、A001 再診料、A002 外来診療料、C000 往診料、C001 在宅患者訪問診療料（I）又は C001-2 在宅患者訪問診療料（II）は別に算定できない。